随意契約理由書

件　　名	中央区役所他7区役所電話交換設備点検業務
契 約 の 相 手 方	難波電話電気工業株式会社
根　拠　法　令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

随 意 契 約 の 理 由

本件は、中央区役所他7区役所において、電話交換機及び周辺機器等の定期点検、障害対応、設定変更作業を行うものである。
中央区役所他7区役所の電話交換機は全て富士通製であり、上記請負人により導入し、システム構築及びデータ入力設定作業等を行ったものである。
本業務の履行には、現場の機器を熟知していることに加えて、電話交換機製造メーカーより、保守部品及び製造メーカーしか知り得ない技術的情報の提供を受けることが必須である。
また、障害発生時には、市民サービスを低下させず迅速に対応できることが不可欠である。
電話交換機導入以降の現場の機器を熟知し、障害発生時に迅速に各区役所での現地対応が可能であり、かつ製造メーカーである富士通から保守部品及び技術的情報の提供を受けることができる富士通代理店（通信自営保守パートナー）である事業者は、上記請負人のみである旨、製造メーカーから回答を得ている。
したがって、本業務を確実に履行できるのは上記請負人のみであるため、随意契約を行うものである。

担　当　部　署 （ 問 合 せ 先 ）	地域協働局区役所課　　（電話番号　078-322-5071　）